

(別紙)

実施機関 遠野市長

諮問日 令和2年7月3日(令和2年度遠野市個人情報保護審査会諮問第1号)

答申日 令和2年7月31日(令和2年度遠野市個人情報保護審査会答申第1号)

答 申 書

1 審査会の結論

遠野市個人情報保護条例(平成17年遠野市条例第21号)第5条第1項第7号の規定により令和2年7月3日付け遠総第121号で諮問のあった内容のうち、環境に関する市民アンケート調査に係る個人情報の利用について、諮問の内容を適当なものと認めたので答申します。

2 諮問内容

(1) 環境に関する市民アンケート調査に係る個人情報の利用について

ア 諮問に係る説明の要旨

本年度は、第4次遠野市環境基本計画(令和3年度～令和7年度)の策定及び遠野市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(H28～R7)の中間見直し年度に位置付けられており、ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例第9条第3項の規定により、市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずることとされている。これを踏まえ、市民等へのアンケート調査を実施し、本調査結果を基礎資料として当該計画策定等を進めるために実施するものである。アンケート対象者のうち、市民1,000人については住民基本台帳を活用し、調査票の送付を行う。アンケートの回答内容の集計は、業務委託により行うが、アンケートに回答した個人が特定されない統計的な集計を依頼することとしている。

実施機関が、住民基本台帳をアンケート調査に利用することは、個人情報を取り扱う目的以外の目的の利用に該当し、この場合、本人の同意がある、個人の生命等を保護するため緊急かつやむを得ない等の特別の事情がない限り、条例第5条第1項第7号の規定により審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要性その他相当の理由があると実施機関が認めて、当該利用を行う必要があるため、審査会に諮問されたものである。

イ 利用又は提供に係る個人情報の内容

住民基本台帳に記載されている住民情報のうち、各種要件(年齢、居住地域等)により抽出した市民1,000人分の情報(氏名、生年月日、年齢、住所、世帯番号、郵便番号)

3 審査会の判断理由

(1) 環境に関する市民アンケート調査に係る個人情報の利用について

市民アンケートの調査目的は、市民の意向に沿った環境施策の計画及び検討であり、目的達成のための手段として個人情報を使用することは、公益性があると認められる。

また、使用される個人情報は、対象者となる市民1,000人の選定及び対象者にアンケートを送付する際の宛名ラベルの印刷に使用されるものであり、対象者から市に返送されるアン

ケートには、個人を特定できる情報の記載はないため、対象となる市民 1,000人の個人情報
は、適切な安全管理が措置されるものと考えられる。

以上のことから、環境に関する市民アンケート調査に係る個人情報の利用については、公
益上の必要性が認められるため、本案件は妥当であると判断する。

4 調査審議の経過

(1) 令和2年7月3日 諮問の受理

(2) 令和2年7月20日 審査

審査会は、諮問実施機関からの諮問により、諮問書の添付書類（内容説明書及び法律等の
関連資料）を踏まえ審査を行った。

遠野市個人情報保護審査会

会長 荒 田 昌 典

委員 多 田 恵美子

委員 畠 山 信 秀